

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



長崎県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられています。
平成21年6月1日から令和8年6月1日で**17年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

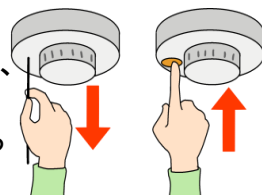
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中!

長崎市消防局

(お問い合わせは、最寄りの消防署へ)

- 中央消防署 (興善町) 820-0119
- 北消防署 (大橋町) 848-0119
- 南消防署 (小ヶ倉町3丁目) 879-6119

【主催】

全国消防長会九州支部

【後援】

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency

【協力】

長崎県消防長会

